

第24回甲府地方・家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成27年1月19日（月）午後2時45分から午後5時まで

2 場所

甲府地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地方裁判所委員・家庭裁判所委員 五十音順）

石川委員，石崎委員，伊野委員，今井委員，植村委員長，小澤委員，河原委員，清水委員，杉田委員，寺田委員，中澤委員，早川委員，比佐委員，菱田委員，平田委員，深澤委員，古屋委員，向山委員

（甲府地方裁判所）

佐藤民事首席書記官，河本刑事首席書記官，岡下事務局長，中橋事務局次長，田中総務課長，鈴掛総務課課長補佐，中西裁判官（説明者）

（甲府家庭裁判所）

渡邊首席家庭裁判所調査官，佐々木次席家庭裁判所調査官，齊藤首席書記官，清水事務局長，齊藤事務局次長，高橋総務課長，望月総務課課長補佐

4 議事等

別紙「意見交換等の概要」のとおり

5 次回委員会のテーマ及び期日

追って検討

(別紙)

意見交換等の概要

発言者

■：委員長 ○：委員 □：裁判官委員 △：検察官委員 ☆：弁護士委員

- 1 委員長より，本日は地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同で開催し，刑事事件及び少年事件における犯罪被害者保護制度をテーマに取り上げる旨及び犯罪被害者保護制度制定までの概略を説明
- 2 甲府地方裁判所中西裁判官より，刑事事件及び少年事件における犯罪被害者保護の諸制度等について説明
- 3 甲府家庭裁判所渡邊首席家庭裁判所調査官より，少年事件における犯罪被害者の調査について説明
- 4 甲府地方裁判所法廷等にて，遮へいの措置及びビデオリンク方式による証人尋問の実演体験

【質疑応答】

- 遮へいの措置を実施する事案では，犯罪被害者である証人に対し，事前に，法廷での被告人との距離などを説明するのか。
- △ 法廷の様子は検察庁で事前説明を行っている。特に希望があれば事前に他の事件の法廷傍聴をしていただくこともある。
- ビデオリンクを行う際，犯罪被害者である証人は直接一人で，裁判所の所定の部屋に来るのか。
- △ 検察庁の担当者が一緒に同行している。

- ビデオリンクを利用する場合で、犯罪被害者である証人が、被告人に自分の声を聞かれないと要請した場合、声色を変えることなども行うのか。
- 裁判官や裁判員は、証人の証言の様子や声色などでも心証を取るため、声色を変えることはできない。犯罪被害者である証人がどうしても自分の声を聞かれないという場合には、被告人を退廷させて尋問を行うこともある。その場合は、尋問後に被告人に対し証言の内容を伝えることになる。
- 本日説明された犯罪被害者保護制度を利用できる「犯罪被害者」の定義は何か。
- ①被害者本人、②被害者の法定代理人、③被害者が亡くなっていたり重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹とされている。
- 法廷でのビデオリンク方式による証人尋問について、今後他の裁判所との間でも可能になると聞いているが、その場合、特に注意しなくてはならないことなどがあれば伺いたい。
- 犯罪被害者の方に、審理を行う裁判所とは別の裁判所にお越しただいてビデオリンク方式による証人尋問を行う場合の課題として、当裁判所と他の裁判所の職員間の連携、特に犯罪被害者の方への配慮についての連携がきちんと出来るかという点が課題と考えられる。また、裁判所に来られる前の犯罪被害者の方への対応は主に検察庁にお願いすることになるため、検察庁職員との連携も重要と考えている。裁判所は中立、公平な立場のため、あまり犯罪被害者の方に肩入れしていると誤解を与える接触や対応を行うわけにいかないが、職員間の連携は重要な課題と考えている。
- △ 検察庁としても、審理を行う裁判所とは別の裁判所に犯罪被害者の方

が証人として行く場合，当該犯罪被害者の方への手続関係の説明や証人尋問の打合せなどを，審理を担当している検察庁の検察官や検察庁職員がどのように行うか方法を検討する必要がある。例えば，証人として審理を行う裁判所とは別の裁判所にお越しいただく際，その裁判所に対応する検察庁の職員が同行するとしても，それまで面識の無い職員が同行することについての証人の負担感や不安を取り除く必要などが出てくる。

○ 被害者参加人ができることのなかで，「検察官の行為に意見を述べる」というのは，具体的にどのような場面を想定されているのか。

△ 検察官の訴訟活動全体を，犯罪被害者の方の意見を伺いながら行うということであるが，具体的には，法廷の検察官席で打合せをしたり，事前に証人や被告人にどんなことを聞いてほしいのかということなどを打合せしたりしている。「被害者の方と検察官との間で意思疎通を図る」ということがキーワードになっている。

○ 法曹三者以外で，例えば支援センターなどと連携していることはあるのか。

△ 山梨県内での例ではないが，支援センターの方が，証人となる犯罪被害者の方や被害者参加人の方に付き添って検察庁に来られて検察官の説明を一緒に聞かれるということはある。法廷に行く際にも，事前に検察庁に来られて当日の予定を確認してから被害者の方などと一緒に法廷に入り，支援センターの方は傍聴席にいて，法廷終了後も一緒に検察庁に帰り，その後の予定を一緒に確認するなどしている。検察官の説明などに分かりづらい点などがあれば，犯罪被害者の方に代わって検察官に質問することもある。

○ 犯罪被害者保護制度が導入されて，裁判官や検察官，弁護士の意識に何か変化はあったのか。

☆ 弁護士としては隔世の感がある。以前は，犯罪被害者の方が証人とし

て法廷に立つことはあっても、それ以上のことが制度上保障されているわけではなかった。この制度ができて検察官に犯罪被害者の声をよく聞いてもらえるようになったと感じる。

△ 検察官としては、これまでは、事実認定や量刑を求めるに当たって、犯罪被害者の方の発言は証拠の一つとしてとらえていた。また、犯罪被害者の方から事情を聞くとしても、検察官からの一方通行という感じであった。この制度により、犯罪被害者の方と話しながら一緒に立証活動を作り上げていくということが多くなった。その意味では検察官の意識は大きく変わったのではないかと感じる。

もう一つは、検察官はこれまでも犯罪被害者の方の心情を反映させようと考えてはいたが、手段が限られていた。犯罪被害者のニーズとして、そもそもどういう事件だったのかを知りたいというものがあるが、これまでは、証拠を見せながら説明するということができなかったところ、この制度により、例えば一定の限度で犯罪被害者の方に事前に証拠を見せ、それに基づいて立証活動を行うなど、犯罪被害者の方の疑問を聞いてそれに答えながら立証活動の準備を進めることができるようになった。

□ 裁判官としては、手続の面では、被害者の方が参加したり、傍聴したりという点で配慮することは多くなった。また、共感を示せる場面は多くなったように感じる。

裁判官は、これまでも犯罪被害者のことは十分考慮して判決していたので、判決の中身に大きな影響が出たということはないと思うが、裁判官の中には、判決の心証に影響を受けていると意識する裁判官や、無意識に影響している裁判官がいるかもしれないと思う。

■ 被害者参加制度により、犯罪被害者の方が、直接、量刑についての意見を述べることができるようになったので、犯罪被害者の方が参加することにより量刑に影響が出るということは、この制度が当然に前提とし

ていることであると思う。しかしながら、刑罰の核心は応報であり、これまで、この応報を被害者ではなく国が行うというのが刑事裁判の制度であったところ、この制度が整備される結果、特に裁判員裁判においては、被害者の処罰感情が量刑判断に行き過ぎた影響を与えることに危惧を抱いていたが、これまでのところ適切に運用されていると感じている。

- △ この制度ができてから10年くらいになるが、制度ができたからよいのではなく、どう運用していくか、犯罪被害者の方、その代理人弁護士と検察官とが、どう意思疎通を図っていくのかということが大事だと考えている。量刑に関して言えば、重大な事件であれば、犯罪被害者の方の中には極刑しか考えられないという意見の方が多いが、法令の適用や他の事件とのバランスという点で極刑というのが難しいという場合に、どれだけ裁判が行われるプロセスの中で意思疎通を図って説明し理解してもらえるかが重要である。最終的な心情として納得はできないが、プロセスに関わったことによりどうにもならないということは分かったという犯罪被害者の方の思いを得ることが重要となってくると考えている。
- ☆ 弁護士は、犯罪被害者側だけではなく、被告人側や少年側の立場に立つこともある。犯罪被害者の方に被害はあったが、少年事件の決定では非行事実無しとして、その少年がやったことではないという例もある。犯罪被害者保護と同時に被告人や少年の手続保障ということも考えなければならぬ。

以 上